

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和2年2月3日

奈良県知事 荒井 正吾

1. 公募型企画提案に付する事項

(1) 委託業務名

奈良県外国人観光客交流館運営管理業務

(2) 委託業務の目的

奈良県では、増加する外国人観光客の受入及びおもてなし環境の整備の一つとして奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）を設置している。交流館では、外国人観光客が安心して快適に奈良県内に滞在できるよう、観光案内、物販、日本文化体験および宿泊などの機能を整備している。

「観光案内」「宿泊」「日本文化体験」等施設の運営・管理を行う運営事業者（以下「運営事業者」という。）を募集する。

(3) 委託業務の内容

- ①観光案内等業務
- ②宿泊業務
- ③日本文化体験等業務
- ④観光事業者等もてなし力向上業務
- ⑤交流館における共通業務
- ⑥施設管理業務

(4) 委託業務の仕様及び参加申込等

4により交付する「奈良県外国人観光客交流館運営管理業務公募型企画提案説明書」（以下「企画提案説明書」という。）、（別記1）「業務仕様及び契約条件等」による。

(5) 委託上限額

499,125千円

ただし、3年間の委託上限額の総額とし、各年度の委託上限額は、以下のとおりとする。
なお、令和2年度以降の歳入歳出予算において委託料が減額されたときは、県は契約を変更又は解除できる。

令和2年度 166,375千円

令和3年度 166,375千円

令和4年度 166,375千円

(6) 委託期間

契約日から令和5年3月31日まで。

2. 参加資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同企業体

(1) 単体の場合

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当していない者であること。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる会社更生事件に係る改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤奈良県競争入札参加資格者名簿において「Q7諸サービス」の「④旅行業」に登録している者であること。（ただし、提案書提出時点において登録申請中であれば可とする。）
- ⑥提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- ⑨上記⑦及び⑧並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- ⑩役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ⑪役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- ⑫過去5年以内にJNTO（日本政府観光局）認定外国人観光案内所の運営実績があること。
- ⑬過去5年以内に客室数20室以上の宿泊施設の運営実績があること。
- ⑭プライバシーマーク（JISQ15001準拠）認証取得事業者又はISMS（ISO/IEC27001/JISQ2700準拠）認証取得事業者であること。
- ⑮国または地方公共団体（協議会等を含む）が発注した、本業務と同種または類似の業務を過去5年以内（平成27年4月1日以降の期間）に受託し、履行した実績を有すること。

(2) 複数の事業者等により構成される共同企業体の場合

構成員すべてが、上記①～⑪に掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、⑤については構成員のいずれかが「Q 7 諸サービス④旅行業」に登録していればよいものとするが、全構成員が入札参加資格者名簿に登録されていなければならない。

⑫及び⑬については構成員のいずれかが要件を満たしていればよいものとする。また、⑭及び⑮については代表者が要件を満たしていればよいものとする。

なお、複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ア) 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成事業者等についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、「特定委託業務共同企業体協定書（分担履行型）」（参考様式1）を「9. 問い合わせ先」の担当課へ参加申込書とともに提出すること。
- イ) 1 事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ウ) 代表者及び構成員を変更することはできない。

3. 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2. 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (3) 本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
- (4) 本企画提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 本企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき。
- (6) 見積書の金額、住所、代表者氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類の虚偽の記載をしたとき。
- (7) その他提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

4. 企画提案説明書の交付

(1) 交付場所

奈良県観光局 ならの観光力向上課 もてなし力向上係
住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

(2) 交付期間、交付方法

令和2年2月3日（月）から2月14日（金）正午までの間に、（1）に示す場所または奈良県ならの観光力向上課ホームページから入手するものとする。

5. 参加申込書及び企画提案書の提出

企画提案説明書に示すところによる。

6. 企画提案に係る質問及び回答

企画提案説明書に示すところによる。

7. 審査方法

企画提案説明書に示すところによる。

8. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9. 問い合わせ先

奈良県観光局 ならの観光力向上課 もてなし力向上係

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電 話 0742-27-8051

10. その他

詳細は、企画提案説明書に示すところによる。